

31川健高事第743号

令和元年9月25日

介護サービス事業者 各位

川崎市健康福祉局長寿社会部  
高齢者事業推進課長

令和元年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の高齢者施策の推進に御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス事業者等は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者の同意を得なければならないとされています。

そのため、令和元年10月の消費税率の引き上げに伴う介護報酬改定（介護職員等特定処遇加算の創設を含む。）によって、介護サービス事業者等においては、介護報酬改定により介護保険サービスの利用料等が変更されることから、これに伴い重要事項説明書の変更を要することが想定されます。

重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、あらためて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられますが、今般の消費税率引き上げに伴う臨時・特例的な対応であることを踏まえ、これに伴う重要事項説明書の変更にあたっての利用者又は家族への説明及び同意については、利用者の保護の観点並びに事業者の事務負担軽減の観点から、各介護サービス事業者の判断により、次のような対応を取ることも可能である旨厚生労働省より例示がありましたので、本市の取扱いについても、以下の対応の例と同様とします。

#### 【対応の例】

利用者負担額改定表を紙で配布する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業者は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

（高齢者事業推進課事業者指導係）

電話：044-200-2910

（高齢者事業推進課事業者指定係）

電話：044-200-2469